



平成 21 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー エ ヌ ア イ  
代 表 者 名 取 締 役 代 表 執 行 役 社 長 兼 CEO イン・ルオ  
(コード番号:2160 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 経 営 管 理 部 田 中 忍  
(TEL. 03-5326-3097)

### 当社取締役に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、6月22日付けにて、下記のとおり、取締役6名に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 新株予約権の割当を受ける者及び割り当てられる新株予約権の数  
当社取締役（6名） 2,780 個

2. 新株予約権を割り当てる日  
平成 21 年 7 月 7 日

3. 新株予約権の要領

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 2,780,000 株とする。

なお、下記(4)において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

新株予約権 2,780 個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 1,000 株。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）とする。

(3) 新株予約権についての金銭の払込み

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

- ① 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く）に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）、又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。
- ② なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合等を行う場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- ③ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に、上記(2)に定める新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。  
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下 3 位未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下 3 位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権の行使期間

- ① 2011 年 6 月 23 日から 2020 年 6 月 22 日まで
  - ② 上記①により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記(7)②に定める事由が生じた場合には、(7)②の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合にはこれを切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載

の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、監査役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位（以下「行使資格」という）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間（身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間）に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することが出来る。
- ② (i) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く）、(ii) 当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii) 当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記①にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で上記(5)①により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。
- ④ 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ⑤ その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

以 上